Alternative Systems Study Bulletin

第21巻第６号

（2014年2月21日）

過渡期論の再検討

マルクスの過渡期論　岩田昌征の過渡期論

第二次ブントの過渡期論　中間まとめ

フーコー『生政治の誕生』を読む（第１回）

統治論と国家論批判を中心に

私のフーコー体験／統治実践論の展開／国家理性にもとづく統治術の特徴／
政治と経済、非対称的両極性／市場の変容／弁証法の理論と戦略の理論／
自由主義と市場／伝統的国家論への不信、社会主義における統治論の不在の指摘／
統治性論の射程／

原発ゼロ実現のためのシンクタンクの提案（たたき台）

情況新書『資本論の核心』３月３日発売

後記

編　集　境　毅

連絡先　〒600-8691 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169 号 貿易研究会

ホームページ　http://www.office-ebara.org/

メール　sakatake2000@yahoo.co.jp

会　費	正 会 員	：	年間 1口　１０万円
	賛助会員	：	年間 1口　３万円
	購読会員	：	年間 1口　1万円
振込先	口 座 名	：	資本論研究会
（郵便振替）	口座番号	：	01090-5-67283

過渡期論の再検討

株式会社論を軸に現代世界の変革を考えようとする時に、まず資本主義から共産主義社会への過渡期についての従来の理論の再検討が必要となります。過渡期については中ソ論争で論争点となったこともあり、論争が繰り広げられましたが、しかし、過渡期の経済システムについては論じられませんでした。今必要なのは、過渡期の経済システムの解明と、資本主義社会の胎内で資本主義を超える運動の可能性、そして世界の変革のデザインの提起です。今回はマルクスの過渡期論を紹介したうえで、1960年代から過渡期の経済システムを研究してきた岩田昌征の説を取り上げ、ついで、現代世界を過渡期世界と規定した第二次ブントの規定を概観し、私自身の過去の問題意識を整理しておきます。これを出発点として新たな課題を最後に提起しておきます。

第１章　マルクスの過渡期論

１．マルクスによる、共産主義社会のデザイン

共産主義社会のデザインというときに、空想的社会主義のデザインが思い起こされます。それは現実の基盤の分析なしに、ありうべき社会を構想したもので、そこに到る道筋は明らかではありませんでした。マルクスは未来社会の具体像について語ることを禁欲していましたが、唯一『ゴータ綱領批判』で共産主義社会のデザインを描いています。そしてそのデザインは、資本主義社会の分析にもとづくもので、資本主義社会も、人間社会が存続する限り従わなければならない自然法則を独特の形態で貫徹させていると見るのです。その内容について、マルクスは、クーゲルマン宛て手紙（1868年７月11日）で次のように述べています。

「どんな国民でも、一年はおろか、二、三週間でも労働を停止しようなら、くたばってしまうことは、どんな子どもでも知っています。どんな子どもでも知っていると言えば、次のことにしてもそうです。すなわち、それぞれの欲望の量に応じる生産物の量には、社会的総労働のそれぞれ一定の量が必要だ、ということです。社会的労働をこのように一定の割合に配分することの必要性は、社会的生産の確定された形態によってなくなるものではなく、ただその現われ方を変えるだけのことというのも、自明のところです。自然の諸法則というのはなくすことができないものです。歴史的にさまざまな状態のなかで変わり得るものは、それらの法則が貫徹されていく形態だけなのです。そして社会的労働の連関が個々人の労働生産物の私的交換をその特徴としているような社会状態で、この労働の一定の割合での配分が貫徹される形態こそが、これらの生産物の交換価値にほかならないのです。

価値法則がどのように貫徹されていくかを、逐一明らかにすることこそ、科学なのです。」（『マルクス・エンゲルス全集』32巻、454頁）

このように、マルクスは、社会的労働を一定の割合で配分している現実の仕方の背後には、自然法則があると見ています。そして価値法則は今日の資本主義社会で、この自然法則が貫徹される形態だというのです。この自然法則を踏まえて、マルクスは『ゴータ綱領批判』で資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会の経済的仕組みについて次のように述べています。少し長いですから三分割し、説明をつけましょう。生産を継続するためには、社会的総生産物から一定の割合での控除が必要です。

「まずこの『労働収益』ということばを、労働生産物という意味にとろう。そうすれば、協同組合的な労働収益とは社会的総生産物である。

ところで、この社会的総生産物からは、次のものが控除されねばならない。

第一に、消耗された生産手段を置きかえるための補填部分。

第二に、生産を拡張するための追加的部分。

第三に、事故や天災による障害にそなえる予備積立または保険積立。

『労働の全収益』中からこれらのものを控除することは経済上の必要であって、この控除の大きさは、もちあわせている手段と力とに応じて、また一部は確率計算によって決定されるべきものであるが、決して正義によって算定できるものではない。」（『ゴータ綱領批判』国民文庫、23～4頁）

この控除は、今日の私有制の社会では、個々の企業に任されています。そしてそのやり方は価値の増殖を目的に使用価値を生産するという、資本主義的生産の法則によって、競争原理に従って実施されています。それを社会全体の計算で実施することが新しい社会の仕組みでしょう。次に残りの部分のうち、共同で利用するものが控除されねばなりません。

「総生産物の残りの部分は、消費手段としての使用にあてられる。

だが、各個人に分配されるまえに、このなかからまた、次のものが控除される。

第一に、直接生産に属さない一般管理費。

この部分は最初から、今日の社会にくらべればきわめてひどく縮小され、そして新社会が発展するにつれてますます減少する。

第二に、学校や衛生設備等々のようないろんな欲求を共同でみたすためにあてる部分。

この部分は最初から、今日の社会にくらべればひどくふえ、そして新社会が発展するにつれてますますふえる。

第三に、労働不能者のための元本。つまり今日のいわゆる公共の貧民救済費にあたる元本。」（同書、24頁）

今日の社会では、これらの部分は主として税金で賄われています。そして一般管理費は、主として階級闘争を抑圧するための暴力装置である軍隊、警察、官僚機構に当てられ、多大な出費がなされています。新社会ではこれらは減少していきます。

60年代の福祉国家では累進課税によって、所得の再配分がなされ、学校や貧民救済の原資を確保してきましたが、新自由主義は小さな政府という掛け声で、金持ちに減税を実施し、抑圧装置としての一般管理費は切り詰めず、公益的なサービスは自己責任ということで受益者負担が増やされ、貧民救済も慈善事業に任されて、第二、第三、の費用が切り詰められてきています。今の社会でも軍事費を減らしていけば、全然別の形の配分が可能なのです。

そしてこれらの控除の後に残る部分が最後に個々人に分配されます。マルクスはその分配の方法について次のように述べています。

「生産手段の共有を土台とする協同組合的社会の内部では、生産者はその生産物を交換しない。同様にここでは、生産物に支出された労働がこの生産物の価値として、すなわちその生産物にそなわった物的特性として現れることもない。なぜなら、今では資本主義社会とは違って、ここの労働は、もはや間接にではなく直接に総労働の構成部分として存在しているからである。『労働収益』ということばは、今日でも意味が

あいまいだからしりぞけるべきものだが、こうしてまったくその意味を失ってしまう。
ここで問題にしているのは、それ自身の土台の上に発達した共産主義社会ではなくて、反対にいまようやく資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会である。したがって、この共産主義社会は、あらゆる点で、経済的にも道徳的にも精神的にも、その共産主義社会が生まれでてきた母胎たる旧社会の母斑をまだおびている。したがって、個々の生産者は、彼が社会にあたえたものと正確に同じだけのものを――控除をしたうえで――返してもらう。個々の生産者が社会にあたえたものは、彼の個人的労働量である。たとえば、社会的労働日は個人的労働時間の総和からなり、個々の生産者の個人的労働時間は、社会的労働日のうちの彼の給付部分、すなわち社会的労働日のうちの彼の持分である。個々の生産者はこれこれの労働（共同の元本のための彼の労働分を控除したうえで）を給付したという証明書を社会から受け取り、この証明書をもって消費手段の社会的貯蔵のうちから等しい量の労働が費やされた消費手段を引きだす。個々の生産者は自分が一つのかたちで社会にあたえたのと同じ労働量を別のかたちで返してもらうのである。
ここでは明らかに、商品交換が等価物の交換であるかぎりでこの交換を規制するのと同じ原則が支配している。内容も形式も変化している。なぜなら、変化した事情のもとではだれも自分の労働のほかにはなにもあたえることができないし、また他方、個人的消費手段のほかにはなにも個人の所有に移りえないからである。しかし、個人的消費手段が個々の生産者のあいだに分配されるさいには、商品等価物の交換の場合と同じ原則が支配し、一つのかたちの労働が別のかたちの等しい量の労働と交換されるのである。
だから、ここでは平等な権利は、まだやはり――原則上――ブルジョア的権利である。もっとも、もう原則と実際とが衝突することはない。ところが商品交換のもとでの等価物の交換は、たんに平均として存在するだけで、個々の場合には存在しないのである。
こんな進歩があるにもかかわらず、この平等な権利はまだつねにブルジョア的な制限につきまとわれている。生産者の権利は生産者の労働給付に比例する。平等は、等しい尺度で、すなわち労働で測られる点にある。だがある者は、肉体的または精神的に他の者にまさっているので、同じ時間内により多くの労働を給付し、あるいはより長い時間労働することができる。そして労働が尺度の役をするには、長さか強度かによって規定されなければならない。そうでなければ、それは尺度ではなくなる。この平等な権利は、不平等な労働にとっては不平等な権利である。だれでも他の人と同じく労働者であるにすぎないから、この権利はなんの階級区別をも認めない。しかしそれは労働者の不平等な個人的天分と、したがってまた不平等な給付能力を、生まれながらの特権として暗黙のうちに承認している。だからそれは、内容からいえばすべての権利と同じように不平等の権利である。権利はその性質上、等しい尺度を使う場合にだけなりたちうる。ところが不平等な諸個人（そしてもし不平等でないなら別々の個人ではないだろう）を等しい尺度で測れるのは、ただ彼らを等しい視点のもとにおき、ある一つの特定の面だけからこれをとらえるかぎりにおいてである。たとえばこの場合には、人々はただ労働者としてだけ考察され、彼らのそれ以外の点には目は向けられず、ほかのことはいっさい無視される。さらに、ある労働者は結婚しており、他の労働者は結婚していないとか、ある者は他のものより子どもが多い等々。だから、

労働の出来高は等しく、したがって社会の消費元本にたいする持分は平等であっても、ある者は他の者より事実上多く受け取り、ある者は他の者より富んでいる、等々。すべてこういう欠陥を避けるためには、権利は平等であるよりも、むしろ不平等でなければならないだろう。
しかし、こうした欠陥は、長い生みの苦しみののち資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会の第一段階では避けられない。権利は、社会の経済構造およびそれによって制約される文化の発展よりも高度であることはけっしてできない。
共産主義社会のより高度の発展段階で、すなわち諸個人が分業に奴隷的に従属することがなくなり、それとともに精神労働と肉体労働との対立がなくなったのち、労働がたんに生活のための手段であるだけでなく、労働そのものが第一の生命欲求となったのち、諸個人の全面的な発展にともなって、また彼らの生産力も増大し、協同的富のあらゆる泉がいっそう豊かに湧きでるようになったのち――そのときはじめてブルジョア的権利の狭い視界を完全に踏みこえることができ、社会はその旗の上にこう書くことができる――各人はその能力におうじて、各人にはその必要に応じて！」（同書、25～8頁）
この分配方式は「労働に応じた分配」であるとか、「労働証書制」とか呼ばれていて、かつてのソ連でも導入されたことになっていました。しかしソ連では、生産手段の共有が実現されてはいませんでした。それは国有化にとどまり、労働者にとっては疎遠なものとなり、国家の官僚が企業における生産手段の上位占有者として現れ、労働者を支配したのです。農業におけるコルホーズも、協同組合という名称が付けられましたが、生産手段に対する労働者の共有関係は実現されませんでした。

２．マルクスによる政治上の過渡期の提起

さて、ここで描かれているものは、共産主義社会の第一段階の経済が従わなければならない法則ですが、マルクスはこの段階での生産のシステムを協同組合に一元化しています。ではそれに到る過渡期はどうなのか、この問題に関しては『ゴータ綱領批判』では次のように述べられています。
「つぎに問題になるのは、国家制度は共産主義社会においてはどんなふうに変わるか？ということである。言いかえれば、そこでは今日の国家機関に似たどんな社会的機能が残るか？ということである。この問題にはただ科学的に答えることができるだけであって、人民ということばと国家ということばを千度も組み合わせたところで、蚤の一跳ねほども問題に近づきはしないのである。
資本主義社会と共産主義社会とのあいだには、前者から後者への革命的転化の時期がある。この時期に照応してまた政治上の過渡期がある。この時期の国家は、プロレタリアートの革命的独裁以外のなにものでもありえない。
ところで、この綱領は、この後者についても、共産主義社会の将来の国家制度についても、なにも論じていない。」（同書、39～40頁）
これはプロレタリアートの独裁を規定した有名なくだりですが、マルクスはここでは、過渡期について、政治上の過渡期しか問題にしてはいません。そして政治的な問題として、共産主義社会における国家機関に似た社会的機能の残存を指摘しています。そのうえで、民主共和制について、次のようにそれをブルジョア社会の最後の国家形態とみなしています。

「民主共和制を千年王国であるかのように考え、まさにブルジョア社会のこの最後の国家形態のもとでこそ階級闘争が終局までたたかいぬかれなければならないことを夢にも思わない俗流民主主義・・・」（同書、41頁）

ですからマルクスの過渡期論は、政治上の問題としては、次のように図式化できます。

資本主義＝民主共和制──→過渡期＝プロレタリアート独裁──→共産主義の第一段階＝国家機関に似た社会的機能の残存──→共産主義の高次の段階＝ブルジョア的権利の廃絶

ところが過渡期の経済システムについてはこの書では触れられてはいないのです。

3．『資本論』にみる過渡期の経済システム

マルクスの主著『資本論』第三巻では、信用制度の分析がなされ、それに関連して株式会社について注目すべき叙述があります。

「株式会社では機能と資本所有とが、したがってまた労働と≪生産手段および剰余労働の≫所有とが、全く分離されている。資本主義的生産が最高に発展してもたらしたこの結果こそは、資本が生産者たちの所有に、といっても、もはや≪個々別々の生産者たちの≫私有としての所有ではなく、結合された<連合した>生産者としての彼らによる所有としての所有に、≪直接的な≫社会的所有としの所有に、≪再≫転化するための必然的な通過点である。・・・・協同組合工場は、資本主義的生産様式から生まれる工場制度がなければ発展できなかったし、また資本主義的生産様式≪から≫生じてくる信用制度がなくてもやはり発展できなかった。信用制度は、資本主義的私的企業がだんだん資本主義的株式会社に転化していくための主要な基礎をなしているのであるが、多かれ少なかれ国民的な規模で協同組合企業がだんだん拡張して行くための手段をも提供するのである。資本主義的株式企業も、協同組合工場と同様に、資本主義的生産様式から結合<連合した>生産様式への過渡形態とみなしてよいのであって、一方では対立が消極的に、他方では積極的に止揚されているのである。」（『資本論』第三巻草稿、大谷禎乃介訳、『経済志林』52巻3・4号、341～335頁、頁が逆付け、≪　≫は訳者による補充、<　>は引用者補足）

この記述は明らかに資本主義社会から共産主義社会への過渡期の経済システムとして、協同組合と株式会社の並存状態を想定していると見るほかはありません。ではこのような株式会社と協同組合からなる過渡期の経済システムについての検討はなされたことがあったでしょうか。

第2章　岩田昌征の過渡期論

1．岩田の方法論

過渡期の経済システムについての研究は多くはありません。岩田昌征『比較社会主義経済論』（日本評論社、1971年）はその数少ない研究のひとつで、なおかつ、今日でも価値ある論点を提起しています。岩田の方法論は「革命的第三者の立場」と表明されていますが、簡単にまとめれば、資本主義のシステムは既知であり、かつ、『資本論』で原理的に解明されていますが過渡期のシステムは未知であり、資本主義に対する知識同様の確実性は持たない、という認識から出発しています。「未知のものに関する知識は、実は未知のものを既存のものに現実生活において転形しえてはじめて、最終的にその当否が検証されるのであるから。」（『比較社会主義経済論』、13頁）という観点から過渡期の経済を研究しているのです。

「従来のすべての過渡期論の欠点は、資本主義から共産主義への（ソ連型によれば社会主義への）過渡期をあたかも既知（で既存）なるものから既知（で未存）なるものへの移行の時期とみなしており、既知から未知への、既存から未存への移行という把握が弱かった点に存する。未存の先取りが理念であり、その理念に領導されつつ未存を既存化し、未知を既知化する。その試行錯誤のプロセスの中で、領導的理念自身を試して行き、豊富化していく時期として過渡期をつかまえていない。」（13～4頁）

確かに先に見たマルクスの共産主義社会の第一段階のシステムや、政治的過渡期についての提起は簡明であり、あたかもそれが既知のものであるかのように捉えられかねません。岩田は過渡期の経済をいまだ存在してはいないシステムとみなして、現に進行しているソ連や中国やユーゴの経験を、当事者とは異なる「革命的第三者の立場」から解明しようとしているのです。

このような柔軟な観点から、岩田はすでに70年代において、ソ連崩壊の可能性について明言しています。ソ連型では国有化をもって「資本主義への折り返し不可能時点のように考えられがちであるが、必ずしもそうとはいえないのである。・・・・（西側への選択が）革命権力と前衛政党の指導が誤りを犯すならば、相当高い確率を以って起こり得るのである。」（同書、15頁）と予見しています。

この予見は的中し、実際にソ連・東欧諸国の共産党支配の体制は、1989年から91年にかけて崩壊してしまいました。

2．岩田の過渡期論、商品生産残存原因論

過渡期については、マルクスの提起によって、資本主義社会から共産主義社会への過渡期として理解されていましたが、ソ連と中国との間の中ソ論争で、この標準的な理解に異論が出されました。ソ連が伝統的な理解に固執したのに対して、中国が、社会主義をも過渡期として位置づけたのです。岩田は主としてユーゴの理論と実践に依拠して、ユーゴの理解が中国の理解と近いと見たうえで、社会主義の理念論がソ連型の場合、資本主義の基本矛盾を「生産の社会的性格と取得の私的性格との矛盾」に求めていますが、ユーゴ型では労働力の商品化にそれを求める点に注目し、その上で、プロレタリアート独裁期のみを過渡期とし、独裁のもとで作り出された社会主義経済を安定した社会構成体と理解するのは誤りだとみなしています。

「ユーゴスラビアにおいては、スターリンとの対決以降の社会主義建設の独自の経験の中から、次第に資本主義経済の基本カテゴリーとして『商品としての労働力』が抽出され、建設すべき社会主義的生産関係の中軸に、『労働力商品の廃絶』=>『労働者自主管理』の連関が措定されたのである。」（25頁）

この労働力商品化の廃絶という課題の設定は、過渡期論の考察に新たな分析視角を与えます。岩田は従来の過渡期経済の考察が、所有制・分配制・計画制度、という三次元で捉えられていたのに対して、これに経営・管理様式と経済主体のあり方を加えた五次元の分析視角を提起するのです。そして、国権主義的社会主義経済（ソ連型）と民権主義的社会主義経済（ユーゴ型）を次のように特徴づけます。

第一次元は労働条件の所有制で、ソ連型は国家的所有であり、ユーゴ型は全人民的

所有という対応関係です。第二次元は労働過程の経営・管理様式で、ソ連型では国家機関の指名・任命する管理部による経営管理と国家の規定する労働規律であり、これに対してユーゴ型は国家代表と集まってはじめて社会的に有用な使用価値を生産できる労働集団の合営となっています。

第三次元は、労働成果の分配で、ソ連型が国家決定の上納金および国家評価による労働に応じた分配であるのに対して、ユーゴ型は国家代表・労働集団の間主観的評価による労働に応じた分配および国家決定の上納金です。第四次元は社会的労働分割の編成様式ですが、ソ連型が中央集権制計画制度であるのに対して、ユーゴ型は集権制計画制度と市場機構の条件に応じた組み合わせです。最後の第五次元は、社会的労働における決定主体ですが、ソ連型では国家＝党指導部・政府・諸経済省であるのに対して、ユーゴ型では労働者階級の国家・労働集団・労働者個人、となっています。

このような五次元の分析視角の設定によって、社会主義経済における商品生産の残存の原因についてもユーゴの理論家たちは新たな理解を提出することとなりました。それらを紹介しつつ岩田は次のように評価しています。

「ソ連や東欧諸国の社会主義商品経済論がそうであるように、商品経済や価値法則を社会主義的経済関係になにか全く無害なものに修正して利用することができるかのように、弁護論的に主張することは全くなく、ユーゴスラビアでは商品経済や価値法則に特有の諸性質を十分に熟知した上で、それらの採用や利用を考えているということである。」（同書、96 頁）

次いで岩田は A・ヴァーツィチの所論を紹介して、社会主義社会における商品生産の原因の解明についての重要性をまとめます。

「『社会主義における商品生産の必然性』と通常しばしばいわれる形ではなく、『商品生産の原因』の解明という形で、彼（A・ヴァーツィチ）は問題提起をする。つまり、商品生産一般の原因を明瞭に確定し分析した後ではじめて、現在の社会主義経済に、あるいは社会主義経済一般にその原因が『必然的に』存在することを実証あるいは論証してはじめて、『社会主義における商品生産の必然性』が理論的に解明されるのであるから。また、その原因が社会主義には『必然的に』存在しないことが十分に実証・論証されてはじめて、社会主義経済は非商品経済であると科学の言葉によって語れるのであるから。」（同書、108 頁）

岩田は過渡期＝社会主義社会にも残る社会的分業を商品生産の必然性の根拠と見ているのですが、それと私的所有のもとでの商品生産との区別と同等性とについて次のように論じています。

「商品・貨幣関係や市場メカニズムの機能には、必然的ともいえる一つの傾向を、つまり私的所有原理を確立してある程度独立的で私的な労働を安定的に私の性格を持ち続けることのできる私的労働へ質的に転化しようとする内在的傾向を生み出す危険性がある。しかし、過渡期社会主義の理念象は、国家あるいは社会によって許容され、国家的所有あるいは社会的所有の基礎上に成立する経済主体の総体的自立性・独立性・分離性・ある程度の私的性格が生み出す商品生産関係と十分に両立する。この点で社会主義者は、商品生産の力能をおそれてはならないし、またあなどってもならない。失敗をおそれてはならない。むしろ、失敗さえおかし得ない弱さをおそれねばならないのである。」（同書、130 頁）

ここで、岩田は社会主義の下での商品生産が、私的所有への逆転傾向を持つことを

認めつつ、他方で過渡期社会主義の理念と矛盾しはしないことに注目し、いわゆる市場社会主義の立場を表明しています。

「商品生産に固有であると考えられていた盲目性、無政府性、自然発生性などの諸悪は、中央集権制経済の採用によって一挙に消失するものではなかったのである。集権制的経済モデルは、盲目性、無政府性、自然発生性などを商品経済とは異なるメカニズムによって再生させるという側面と真実の計画性という側面を二つ合わせもっていた。このような実情を無視して、中央集権制計画経済の『計画化』のみを強調し、そこにおける『自然発生性』を見忘れること、そしてアプリオリに社会主義経済=>非商品経済=>計画経済とよぶことは、政治経済学的研究をある種の弁護論に堕さしめることを意味する。」（同書、164 頁）

さらに岩田の議論の現代性は、ここで述べられているように、計画経済自体が、盲目性、無政府性、自然発生性といった、商品経済に固有の諸悪とされてきたものを、それとは異なるメカニズムで再生させると見ている点です。岩田の社会主義社会での商品生産論についての議論を全面的に紹介することはできませんが、結論的には次のように述べています。

「われわれは所有権の相互移転の存在しない商品交換の仮設的事例を論理的に構成する作業に成功したと考える。また、想定され得る批判もあらかじめ反批判しておいた。

過渡期社会主義経済には、私的所有に基づく生産単位相互の分離性は成立できない。しかし、社会的生産手段の個別的管理に基づく分離性は成立し得る。これは社会的分業（＝連関性の契機）と合体して商品交換を生み出す。しかし、これは私的所有権ではない。生産手段の個別的管理度は労働集団に附与される。つまり生産手段を用いて労働し、それによって所得を人々にのみ附与される。かかる権利附与の主体といえば、それは国家あるいは社会的機関である。つまり、諸々の私人達の相互承認ではない。・・・・社会主義的商品生産者の有する社会的生産手段の個別的管理と真正の私的所有権との本質的相違は、以上の如く明確にできるのである。さらに、私的所有権は個別的管理を内含するが、個別的管理は私的所有権を決して含意しない。分離性・連関性による商品交換定義は、分離性の権利的表現としての管理権を用いて表現すれば、個別的（私的所有との本質的差異を忘れないならば、私的といってよい）管理権の相互移転と換言できる。管理権といっても、使用権・専有権といっても、そこに概念の内容上の差がなければどういおうと構わない。」（同書、201～2 頁）

このように岩田は、私的所有権のもとでの商品交換と、社会主義＝過渡期における商品交換を本質的に別のものとみなした上で、国家的所有や社会的所有における生産手段の個別的管理における分離性を商品交換の原因としているのです。

第３章　第二次ブントの過渡期世界論

第二次ブントは現代世界の把握について「過渡期世界」という範疇を立てていました。そしてこの時代の階級闘争を、先進国、後進国、労働者国家という三ブロックから構成されていると見、世界プロレタリアート独裁への過渡にあると見ていたのです。先に紹介したマルクスの過渡期論は世界過渡期の規定であり、過渡期世界は、この世界過渡期の前段階と位置づけられていました。

1969 年に行われた 9 回大会報告から過渡期世界論の概念規定を引用しておきます。
「そこでわれわれは、一国プロ独や、その変質した国家を『労働者国家』という用語であらわす。そして『労働者国家』は当然にも帝国主義国家と並存しているわけであるが、そのような社会を、『過渡期世界』という用語で表す。
この過渡期世界という概念は、マルクスの『過渡期』(世界過渡期）の前段階であり、世界プロ独の成立によってそれは『過渡期』（世界過渡期）へ移行するのである。
このような概念を打ち立てることによってわれわれは、『労働者国家』に対する正しい視点と、同時に現代世界の革命をめざした戦略を科学的に導く基準を獲得できる。すなわち、対馬忠行や、革マル等のソ連論は、実は『世界プロ独＝世界過渡期』の基準からソ連を分析していたのであり、全く見当はずれの『反帝ー反スタ戦略』なるものが出てきてしまうのである。
われわれの理解によれば、『労働者国家』と帝国主義国家の並存する世界ー過渡期世界は、資本主義社会の帝国主義段階であり、過渡期世界をつき動かすものは帝国主義の運動法則であることは自明である。」(『共産主義』13 号、1969 年、27～8 頁)
第二次ブントの過渡期世界論には論者によって幾つかのバリエーションがあり、『共産主義』14 号（1971 年）では、9 回大会報告以外に、一向（塩見）過渡期世界論、仏過渡期世界論、日向（荒）過渡期世界論等々に言及して総括をしていますが、その観点は次のようなものでした。
「我々は過渡期世界を世界単一のプロレタリア独裁樹立へ向けた世界革命戦争を課題とする階級闘争の時代であり、かつ、世界党ー世界赤軍の形成をめぐるスターリン主義との国際党派闘争の時代であると規定することができる事」(『共産主義』14 号、37～8 頁）
このような観点は、実践的には革命戦争の遂行という戦術に裏付けられており、次のような展望が期待されていました。
「世界単一のプロレタリア独裁をめざす世界革命戦争の遂行にむかってスターリン主義との国際的党派闘争を貫徹し、世界党ー世界赤軍の建設をはかる」（同書、40 頁）
第二次ブントは分派闘争によって解体し、私は最終的には 1971 年末に結成された RG 派に拠って革命戦争の開始を党の蜂起として想定し、その準備を始めます。しかし 70 年の大衆闘争の終息と、それによる情勢の転換にたいして、一旦武装闘争と非合法党建設に踏み込んだことで、党活動の転換を実現するまでに長い時間をかけることを余儀なくされました。1976 年に一斉逮捕攻撃を受けたあと、獄中で総括作業を継続し、1983 年に至るまでの時間が必要でした。総括文書は『共産主義』18 号（1983 年）に収録していますが、要点は、党の蜂起が実現できなかったことを、帝国主義国での革命戦争が突き当たった壁の解明と、遊撃戦の戦術の可能性の解明という課題の設定でまとめています。
その後、1988 年末に作成した文書「緊急の課題」を踏まえ、1994 年に発行した『共産主義』21 号で、革命の戦術についての提案を行い、革命戦争路線の総括を完成させています。この時点で解明できた、商品からの貨幣の生成が、商品所有者たちの無意識のうちでの本能的共同行為にもとづくという、『資本論』初版本文価値形態論の解読は、当時において意識されていたソ連崩壊の根本的原因であったとともに、今から考えれば、第一次大戦後のヨーロッパ革命の敗北や、第二次大戦後の日本革命の挫折や、さらには 1970 年闘争における武装闘争の敗北をもたらした、帝国主義諸国での革命運

動にとっての壁の内実でもあったのです。
このような経過があるとはいえ、現代を過渡期世界と捉え、マルクスの過渡期（世界過渡期）の前段にある、帝国主義国家と「労働者国家」の並存の時代と捉える観点は今日でも有効でしょう。

第 4 章　拙著『ソビエト経済学批判』および「計画経済の可能性」

第二次ブントの過渡期世界論とその変遷を紹介した上で、過渡期論についての過去の自説を振り返っておきましょう。拙著『ソビエト経済学批判』（1982 年）での社会主義における商品生産説の検討の項目を紹介しておきます。
拙著第 5 章では過渡期経済論と題して、ブハーリン・ピヤタコフ説（ブハーリン著『過渡期経済論』現代思潮社)、プレオブラジェンスキー『新しい経済』(現代思潮社)、レーニン『ブハーリン著「過渡期経済論」評注』（現代思潮社）などを素材に諸説への批評を展開しています。その上で、第 6 章で「社会主義のもとでの商品生産」説、と題してソ連における諸説の展開を紹介しています。そして結論的には、ソ連の官僚支配体制における労働者の階層性に商品生産の根拠を求めています。
つまり、過渡期の国家的所有を社会的所有に変革していかなければならないのに、ソ連ではこの道筋が官僚支配によって妨げられ、労働者が階層的に分断されることで、労働に応じた分配への道が開かれず、過渡期が固定化させられていると見たのです。拙著では岩田説について検討してはいませんが、今から見れば、労働の階層性という私見と、生産手段における個別の管理における分離性という岩田説とは極めて近いと感じています。
ソ連における「社会主義のもとでの商品生産」説の内容は、東欧の共産党支配が崩壊した 1990 年に書かれた「計画経済の可能性」(HP 掲載）でより簡潔にまとめられ、それに、ハンガリーの経済改革の紹介とそれへの批評、さらには、「緊急の課題」(1988 年、HP 掲載）で提起した商品からの貨幣生成の無意識のうちでの本能的共同行為といかに対決するかが、過渡期の課題であるという問題意識でまとめています。その結論部分を引用しておきましょう。
「論争の根本的欠陥
ソ連で実施されようとしている市場経済化は，本質的には，国家機関の手にあった価値尺度機能を，貨幣のもとに返すということに他ならない．
国家機関が貨幣の代行者としてあるような計画経済は商品・貨幣関係を廃絶しえないだけでなく，資本主義世界との競争にも敗北する，という現実に直面し，ソ連・東欧の社会は激動期のただなかにある．
そして，すでに指摘したように，この現実の歴史の進行によって，『計画と市場』をめぐる論争の枠組みそのものが解体された．
ここでは計画化の新地平をさぐるという見地から，この論争の限界を指摘しておこう．
第一に，商品，貨幣の生成の原理が把握されていなかった結果，それらの廃絶の実践的展望が明らかではなかったことである．ここから，計画化が進めば商品・貨幣関係は自ずから消滅すると見る初期の通説が生れた．
第二に，国家機関による計画化が，貨幣の価値尺度機能を代行するものでしかあり

えないにもかかわらず，このレベルの社会を社会主義社会と規定したため，そこに必然的に残存している商品・貨幣関係を『社会主義の下での商品生産』とみなし，計画化を価値法則に従わせようという政策を生んだ．50年代以降の論争は全て，この政策との関連でなされているが，価値尺度機能を国家が施行している以上，価値法則は作用してはいないことを明確にすべきであった．そうすれば，国家機関による計画化の限界，官僚制の解体，国家的所有の社会への返還，民主主義の止揚といった課題が明らかになっていたであろう．

第三に，市場による計画化の補正という試みは，貨幣の価値尺度機能の復活なしには現実化しない．そして結局は，資本の復活による混合経済化を通しての貨幣の価値尺度機能の復活という道が，歴史上の現実となりつつある．その際計画化自体は出来あいの国家機関による計画化を不可侵の前提としていたことが問題であろう．」(HP掲載論文「計画経済の可能性」、1990年)

1990年初頭には私はポーランドでの社会調査を試みていて、社会主義崩壊以降の協同組合的社会への移行の可能性について考えていましたが、その可能性がなくなり、急速な資本主義化が進められる中で、過渡期の研究をいったんは放棄しています。過渡期論の研究の再開は、20数年ぶりということになりますが、今日の問題意識が、株式会社論を軸に過渡期を考察しようということですが、当時はマルクスが株式会社を資本主義の次の社会への通過点と述べていたことは知っていましたが、過渡期の株式会社については、協同組合のアナロジーで労働者自主管理と労働者持株制への転換(「ペレストロイカについてのテーゼ」「過渡期社会における社会革命の基本的原則」第2項参照) ということしか考えてはいませんでした。そしてまた、90年代初頭では、ソ連・東欧での国有企業の株式会社化も開始されたばかりで、しかもそれが共産党支配の崩壊と、新自由主義による民営化が実施され、国有財産が新興ブルジョアジー(共産党幹部や官僚上層部からの転身者たち) によってただ同然で引き渡されるという、急激な資本主義化という流れの中で起こったために、過渡期の経済システムという課題設定にはならなかったのです。

第5章　中間まとめ――今後の課題

私は『ASSB』誌前号で、過渡期論の見直しとして次のように提案しました。

「3．過渡期論の見直し

①　商品・貨幣の廃絶は、プロレタリアート独裁によってはなくせない。歴史上の経験と『資本論』初版価値形態論の解読から理論的に定式化可能。ここから商品・貨幣廃絶のためには迂回してそのような諸物象を生み出さないような交易の仕組みを作り出すこと。

②　ロシア革命でのレーニンの文化革命の提起はスターリンによってネグレクトされ、農民の強制集団化＝スターリン主義の成立へと向かう。レーニンの文化革命の提起は迂回路の試みだった。

③　資本主義が爛熟している現代社会にあっては、文化革命は日本や西欧諸国でも可能である。

④　中国共産党は1989年～91年の社会主義の崩壊を切り抜け、市場経済の育成と、国有企業の株式会社化を実現し、経済の離陸に成功し、成熟期の経済と社会のあり方

を模索している。

⑤　以上を総合して、現代は、過渡期の様相を含んだ資本主義社会であり、マルクスやレーニンが想定していたプロ独における社会革命が文化革命として遂行可能な時代。」(『ASSB』21巻5号、11頁)

①については、情況新書『資本論の核心』が出版されますので、それとのかかわりで論陣を張って行きます。③についてはグラムシの陣地戦論を取り上げる必要を感じています。グラムシはイタリアのファシズムが、学校や業界団体などを利用して上から陣地戦を仕掛けており、このような事情がロシア革命型の革命の機動戦の防波堤となっていることを論じたのですが、今日グラムシを論じる人々は、上からの陣地戦に関心が弱く、あまり上手くはいっていない下からの陣地戦になんとなく期待する形でロシア革命型の批判をしているように感じています。しかし『ASSB』前号「官僚支配の超え方」で述べたように、日本では上からの陣地戦が強力に展開されており、にも拘らず左翼はその分析すらすることなく、したがって対抗するための陣地戦の目標と運動方針すら立てることができていません。左翼のヘゲモニーの後退の原因がここにあるように思われます。

ここで述べた⑤は、第3章から知れるように、第二次ブントの過渡期世界論を継承しています。過渡期世界における革命を国際非合法党の活動によって切り開くとしたRG時代の方針が、別の形で生かされなければならないと考えるようになりました。この見地からすれば、④が決定的です。この課題は一人ではどうしようもなく、ルネサンス研究所で独自のプロジェクトチームを形成し取り組んでいかねばならない課題です。

フーコー『生政治の誕生』を読む（第1回）
統治論と国家論批判を中心に

1．私のフーコー体験

私は、1975年に翻訳が出た『狂気の歴史』も、同じく1977年に出た『監獄の誕生』も気にはなってはいたが読んではいませんでした。1976年10月に逮捕され、出獄したのが1983年10月でしたが、このような一身の事情が反映しています。1970年に訳されていた『精神疾患と心理学』(みすず書房) や『知の考古学』(河出書房新社) には関心がありませんでした。1984年にフーコーは亡くなり、すぐ『ミシェエル・フーコー』(新評論、1984年) が出版され、これは面白く、1980年代後半に録音した資本論講義(その中心部分は情況新書『資本論の核心』に採用した) のための『資本論研究会テキスト (1)』に以下の2箇所を引用し、コメントをつけています。

「権力諸関係の中にありうるもっとも隠されたものを探し求めていくこと。権力諸関係を経済的な下部構造の中でまで捉え直すこと。国家という形式にあらわれた権力諸関係を追及するだけでなく、国家の下位にあったり、国家をこえでたりする形式においても追及すること。権力諸関係をそれらの物質的作用の中で再発見することです。」(『ミシェル・フーコー』61～2頁)

「それは、権力はたんに『否』を宣告する力として威力をふるっているわけではな

く、ほんとうはものに入りこみ、ものを生み出し、快楽を誘発し、知を形成し、言説を生み出しているからなのです。権力は、社会体の全域にわたって張りめぐらされた生産網なのだ、と考える必要があります。」(同書、85 頁)

この引用へのコメントは次のようなものでした。

「市民社会、資本の政治的権力を解明するという見地からの商品批判。しかし重要なのは政治的権力と経済的権力とを区別すること。経済的権力が物象による意志の支配を原理としていることの解明がポイント。」(『資本論研究会テキスト（1)』、18 頁)

このコメントをした後にもフーコーには関心を持ってはいましが、いまさら主著を読むこともしませんでした。たまたまコレージュ・ド・フランス講義『主体の解釈学』（筑摩書房、2004 年）を書店で見つけ、興味を持って読みましたが、多分、レヴィナスやデリダを読んでいた頃で、他の巻が未完であった事もあって、感想をまとめることはしていません。

ところがルネサンス研究所 2012 年夏の研究会で斉藤日出治さんに報告していただいた時に、フーコーが『生政治の誕生』(筑摩書房、2008 年）で新自由主義批判をしているということを教えていただいたのですがすぐには読めずにいました。その後、市田良彦さんの提案で、『情況』思想理論編第 1 号（2012 年）に掲載した市田さんらの共著論文を、刊行前にルネサンス研究所で議論したことがあり、その後共著論文が単行本化されたことで、この『債務共和国の終焉』(河出書房新社、2013 年）を再度読み、そこで肯定的に紹介されている人的資本論やレント論に元々違和感がありましたので、遂に人的資本論を論じている『生政治の誕生』を検討せざるを得なくなったのでした。

2．統治実践論の展開

もともと、人的資本論に関する興味から本書を取り上げたのですが、読んでみるとまずは統治論と国家論批判に引きつけられました。それで、その紹介から始めることにします。

フーコーは 1979 年 1 月 10 日の講義で方法の問題を論じています。まず今回の講義に当たって、統治について「人間の統治を、政治的主権の行使という意味においてのみ考慮にいれた」(『生政治の誕生』、4 頁）と規定し、「普遍概念から出発してそこから具体的な諸現象を演繹する代わりに、というよりもむしろ、いくつかの具体的な実践の理解のために必要な格子とみなされた普遍的概念から出発する代わりに、私は、そうした具体的な実践から出発し、普遍概念をいわばそうした実践の格子に通してみたいと考えている、ということになります。」(同書、5 頁）と述べています。

この問題提起はとても面白い。左翼の流儀は革命の綱領的立場から、演繹的に任務まで説き起こします。そして、ソ連崩壊以降はこのようなタイプの言説がぜんぜん支持されてはいないのですが、左翼は相変わらずその枠組みからは抜け出せていません。フーコーのこの提起は左翼の思想的な自己批判に役立つかもしれない、というのが読んでいての感想でした。フーコーの発想は次の引用からも知れるように、普遍主義批判という点で徹底しています。

「もし、国家、社会、主権者、臣民のような何かが存在するということをアプリオリに認めないとすれば、歴史をどのように書くことができるだろうか、と。私はかつて、狂気に関してこれと同じ問いを提出しました。・・・・狂気が存在しないと想定してみよう、そうすると、狂気として想定された何かにもとづいて秩序づけられているように見えるさまざまな出来事、さまざまな実践について、どのような歴史を語ることができるだろうか。」(同書、5～6 頁)

ここでフーコーは、日常的な意識において普遍概念で捉えられている対象が、どのようにして歴史的に生成されるかということを問題にしています。そしてその対象の生成を歴史的に跡付けようとしていて、そのときにフーコーが重視するのが観念です。

「私が標定しようとしたもの、それは、統治実践におけるある種のタイプの合理性の出現、即ち、国家と呼ばれる何かに関する統治のやり方の規則付けを可能にするようなある種のタイプの合理性の出現でした。」(同書、6 頁)

なぜ観念かといえば、フーコーは統治について、それを実践として捉えています。それが実践である以上なんらかの意識あるいは観念を伴っていることになります。そしてフーコーが注目するのはその観念の生成なのです。だから国家理性について次のように語っています。

「国家理性とはまさしく、所与として提示される国家と、構築し築き上げるべきものとして提示されえる国家との間に位置づけられることになる一つの実践、というよりもむしろ、そうした一つの実践の合理化です。」(同書、6 頁)

こうしてフーコーは統治論を展開する視点を確立します。統治を統治実践と捉え、その実践を規定し、合理化している観念の生成を跡付けることがそれです。

「重商主義、内政国家、ヨーロッパのバランス。こうしたすべてが、国家理性の原理に従って秩序づけられた新たな統治術の具体的な姿でした。これが、国家をその原理およびその適用領域とする一つの合理性に従って統治するための、互いに連動した三つのやり方だったのです。」(8 頁)

新しい観念の生成というこの観点から統治の様々な歴史的変遷を跡付けることがこの講義の課題であり、近代国家のそれまでの国家との違いの解明も可能となります。ここから、「国家は、冷たい怪物ではなく、統治のある種のやり方の相関物です。」(同書、8 頁）という見解が導かれています。

3．国家理性にもとづく統治術の特徴

フーコーは近代社会における統治の特徴を国家理性に従う統治術と位置づけ、それ以前の統治との違いを発見し、記述していきます。

「統治術の制限が、もはや十七世紀における法権利のような統治術にとって外在的な原理によってなされるのではなく、それに内在的な原理によってなされることになる、という変化です。」(同書、14 頁)

前近代社会の統治が法権利に従っていたのに対して、近代社会の統治は内在的な原理によってなされているという視点が重要です。そして次のようにその内在的な原理を政治経済学にもとめているのです。

「統治理性の自己制限を可能にするその知的道具、計算のタイプ、合理性の形式、それは繰り返して言うなら、法権利ではありません。十八世紀の半ば以来のその知的道具とはいったい何でしょうか。それはもちろん、政治経済学です。」(同書、17 頁)

国家理性をつくりだす合理性の形式が政治経済学にもとづくとして、ではその役割はどのようなものでしょうか。フーコーは「政治経済学は、統治実践を、その起源の側においてではなく、その諸効果の側において考察します。」(同書、19 頁）と述べ、

政治経済学の役割について次のように語ります。
「政治経済学が発見するもの、それは、統治性の行使以前の自然権ではありません。政治経済学が発見するのは、統治実践そのものに固有のある種の自然性です。統治行動の諸対象に固有の一つの自然本性があるということ。そうした統治行動そのものに固有の一つの自然本性があるということ。そして政治経済学が研究することになるのは、こうした自然本性です。」（同書、20 頁）
私は先に書いておいたように、80 年代後半にフーコーを引用して、政治的権力と経済的権力の区別がなされていないと述べましたが、フーコーにあっては、経済的統治も統治術に含まれていると見ていいでしょう。政治経済学は経済的統治実践における自然本性の解明をめざしたとは言えるかもしれませんが、国家理性の形成に直結させることには異論があります。とまれフーコーの語るところをもう少し紹介していきましょう。
「もし、統治性、その諸対象、その諸操作に固有の一つの自然本性があるとするなら、その結果、統治実践は、自らがなさねばならぬことをそうした自然本性を尊重することによってのみなしうるであろうということになります。」（同書、21 頁）
ここでの統治が経済的統治実践という意味ならあまり問題は感じません。そしてフーコーは、政治経済学は統治術に入り込んで真偽の判定をするようになることを、政治経済学がこの統治対象の自然的本性の解明に当たるということから跡付けているのです。
「統治活動の一面がまるごと新たな真理の体制へと移行することであり、この真理の体制は、以前に統治術が提起しえたあらゆる問題の位置をずらすという根本的効果をもたらすことになります。」（同書、24 頁）
ここでフーコーが使っている「真理」という用語は、一般的な意味での真理ではなくて、その時代時代で真理とされている言説のことです。そして統治対象の自然本性を解明することを使命とする政治経済学という見方も、ある時代にはそれが真理の解明の手段とみなされていた、という意味で、「真理の体制」と言われているのでしょう。この新しく形成された真理の体制が国家理性として統治術の行使を規制することになるというのです。

４．政治と経済、非対称的両極性

このように、統治対象の自然的本性を解明する政治経済学という考え方が真理を構成し、真理の体制を作り出していくと見るフーコーは独自の政治論、経済論を展開します。
「狂気、病、セクシュアリティ、そして私が今お話しているものに関するすべての企図に賭けられていること、それは、一連の実践と真理の体制との連結が、実際に現実のなかで存在していないものをしるしづけてそれを真と偽の分割に従わせるようなものとしての知と権力の装置をどのようにして形成するのかを示すことです。現実としては存在しないもの、真と偽の正当な体制に属するようなかたちでは存在しないものを、現実のなかでしるしづけて真と偽の正当な体制に従わせるという、この契機こそ、私が現在扱っている事柄において、政治と経済とから成る非対称的両極性の誕生をしるしづけるものです。政治と経済、これらは、存在する事柄でもなければ、錯誤でもなく、錯覚でもなく、イデオロギーでもありません。それは存在しない何かであるけれども、しかし、真と偽とを分割する真理の体制に属するものとして現実のなかに組み入れられている何かなのです。」（26 頁）
政治と経済から成る非対称的両極性という言葉でフーコーが意味したい事柄は、ある社会関係の内実でしょう。権力という社会関係が、政治と経済という非対称的な両極、を関係として持つということでしょうか。そして関係の両極をなす政治や経済がそれとして自律して存在することはなく、ある種の特定の関係のなかではじめて極性として把握しうるということでしょうか。これは、フーコーが政治や経済を観念において把握していることから来ているように思われます。権力関係という格子からすれば、政治も経済も観念として、真と偽とを分割する真理の体制に属するものとして、現実にはあると言いたいのでしょう。　社会関係についてのフーコーの把握がここに端的に表明されています。政治も経済も、個物としては存在せず、それは権力関係の両極として現存している、と言おうとしているのです。

５．市場の変容

さて、統治対象の自然本性という問題提起によってフーコーは何を想定しているのでしょうか。講義では読み上げられなかった草稿には自由主義の概念が簡潔に示されています。まずそれを確認しておきましょう。
「この語（自由主義）を広い意味において理解しなければならない。
１．ただ単に外的な法権利によるのではないような統治の制限がなければならないという原理の承認。
２．自由主義とはまた、一つの実践でもある。統治の制限の原理を正確にはどこにみいだせはよいのか、そして、そうした制限の諸効果をどのように計算すればよいか。
３・自由主義、それは、より狭い意味では、統治行動の諸形態と諸領域を最大限に制限しようとする解決法である。
４．最後に、自由主義とは、統治実践の制限を規定するための取引方法の組織化である。
――憲法、国会
――世論、報道
――委員会、アンケート」（同書、27 頁）
この自由主義が批判した中世の市場について解明するところからフーコーは始めます。中世の市場は、「一言で言うなら、本質的に正義の場所で」（同書、38 頁）あり、「市場の規制は、一方においては商品のできる限り公正な配分を目的とし、そして他方においては詐取の不在、違法行為の不在を、その目的としていました。」（同書、39 頁）このような解明にもとづいて、フーコーは「いわば市場は、法陳述の場所だったのです。」（39 頁）と語ります。ところが近代に入って登場した政治経済学は、市場を法陳述の場所から「市場が一つの真理のようなものを明らかにすべきもととなる」（同書、40 頁）場所へと変容させると見るのです。
「市場は、それが交換を通じて生産、必要、供給、需要、価値、価格などを結びつける限りにおいて、真理陳述の場所を構成するということ。つまり市場は、政治実践を真であるとしたり偽であるとしたりする場所を構成するということです。」（同書、40 頁）
このような市場の変容を語る際にフーコーが強調する事柄は、先に示された政治と

経済を非対称的両極として組み入れられた真理の体制という考え方の一層の展開です。

「そうした法権利と真理との関係は、言説のなかに、つまり、法権利が定式化される場所であり真もしくは偽でありうるものが定式化される場所であるものとしての言説のなかに、その特権的な表明を見いだします。実際、真理陳述の体制とは、真理のある種の法則のことではありません。(そうではなくて)それは、一つの言説に関して、そこにおいて真ないし偽として特徴づけられうることになる言表とはいったいどのようなものであるかを定めることを可能にするような、諸規則の総体のことなのです。」（44頁）

フーコーの独特の方法がここで述べられています。先に語られた真理の体制とは、一般的な真理の法則といったものではなくて、それが言語において真理だと表明することが可能になるような諸規則の総体だというのです。だから真理ではなくて真理陳述だということになります。

「私が皆さんに提案する批判、それは真理陳述、つまり繰り返し申し上げるなら、真であるとしたり偽であるとしたりするある種の諸規則に従った一つのタイプの定式化が、いかなる条件のもとで、そしていかなる効果を伴って行われるのかを明らかにしようとするものです。」(45頁)

フーコーは真理とは何かという問題を一般的に取り上げるのではなくて、現実に真と偽という区別がどのように生成されてくるかという問題意識で真理の問題を捉えようとしています。この方法が理解されていないという感覚があるようで、くどいように繰り返しています。

「問題は、狂気に関して——しかしこれは、非行に関しても性に関しても言えることでしょう——医学の諸規則、告解の諸規則、心理学の諸規則、精神医学の諸規則などに従って真もしくは偽でありうるような言説を語ることができるようにするためには、どのような諸条件が満たされなければならなかったのかを明らかにすることになるでしょう。」(同書、45頁)

このような考え方は、ある時期に真理とみなされた陳述を位置づけなおす視点を提起しているように思われます。

「現在において政治的に重要なこと、それは、ある時点に創設された真理陳述の体制がいったいどのようなものなのかを明らかにすることです。」(同書、46頁)

このような観点からまず、ルソーについて次のように評価しています。

「人権から出発し、主権の構成を経由して、統治性の境界画定に至ろうとするものです。おおざっぱに言ってこれが革命の道であると私は考えます。」(同書、49頁)

ルソーが革命の道だったとすれば、功利主義が次のように判定されます。

「もう一つの道は、法権利から出発するのではなく、統治実践そのものから出発しようとする道です。・・・・この道に従うならば、統治の権限の及ぶ範囲はいまや、統治にとって何を行い何を行わないことが有用であり無用であるかということから出発して規定されるようになるということです。」(同書、50頁)

つまり、「功利主義、それは、統治のための一つのテクノロジーです。」(同書、51頁）という評価がそれです。このような評価軸は、後で見るようにマルクス主義に対しても行われます。それが念頭にあったのか、フーコーは突然弁証法への批判を始めます。

6．弁証法の理論と戦略の理論

フーコーは弁証法を批判し、それに代えて戦略の理論を提起しています。まず弁証法を次のように規定しています。

「弁証法的論理、それは、互いに矛盾する諸項を等質的なものの領界において作用させるような論理です。」(同書、53頁)

フーコーはここで外的対立を問題にしています。弁証法は内的矛盾の論理ですが、フーコーは外的対立には弁証法は向いていないと見ているのです。他方、外的対立にはフーコーが次に語る戦略の理論が妥当するでしょう。

「戦略の論理は、不調和な諸項、不調和にとどまるような諸項の間に、いかなる結合が可能であるかを明確に示すことをその役割とします。戦略の論理、それは、異質なものの結合の論理であり、矛盾するものの等質化の論理ではないのです。」(53頁)

弁証法が内的矛盾の論理であるということの意味は、例えば経済的な資本・賃労働関係が資本の内的矛盾であり、この資本関係には弁証法の論理が見られますが、他方、資本家階級と労働者階級の政治的対立となると、それは外的対立となり、そこには弁証法の論理は働いてはいません。この政治的対立においては、フーコーがここで述べている戦略の論理を見いだすことは可能でしょう。

「いったいどのような結合において、人権の根本的公理系と被統治者の独立に関する功利的計算とが共に維持され、互いに結び付けられることができたのかを見ていくことにしましょう。」(53頁)

矛盾とは何でも弁証法だと思われがちですが、外的対立における矛盾を弁証法的論理からではなく、戦略の論理で解明しようとし、異質なものの同等化ではなく、その結びつき方を見るという視点は検討に値します。

7．自由主義と市場

こうしてフーコーは、二つの異質なシステムである革命の公理系、公法と人権からなるシステムと、他方の統治の必要な制限から出発して被統治者の独立範囲を規定する経験的で功利的な道との間にある戦略の論理を解明して行きます。その際に彼が注目するのは利害関心です。

「利害関心こそが交換の原理であり、利害関心こそが有用性の基準であるからです。・・・・統治、いずれにしてもそうした新たな統治理性における統治は、複数の利害関心を取り扱うものです。」(同書、55頁)

このように利害関心を位置づけられると、交換を使用価値視点からしか見ていないという限界を感じてしまいますが、そのままフーコーの展開を見ていきましょう。

「利害関心とは結局のところ、それを通じて統治が、個人、行為、言葉、資源、所有物、法権利などのすべてに影響力を行使することのできるようなものであるということです。」(同書、56頁)

フーコーは交換の原理を利害関心と見ることで、交換が生産の一結節点であることの理解を見失っているようです。交換過程における商品が使用価値であると同時に価値に担い手であり、交換過程は資本にとっては価値増殖の実現の場であるという本質的な事態が見失われています。だから資本の生産過程はフーコーのまなざしの外に、ブラックボックスに入れられています。このような資本の生産過程の無視の上での統治術の研究は、中世と近代の次のような対比によく現れています。フーコーは中世の

領主は事物に対する支配を、所有者としての資格においてなしとげたが近代はそうではないといって次のように語ります。

「以後、統治はもはや、事物や人々に介入する必要がなくなり、それらに対して直接的に影響力を行使しなくなります。統治が影響力を行使し、介入が法権利と理性において正当化され、基礎づけられるのは、ただ、利害関心、複数の利害関心、複数の利害関心の作用が、しかじかの個人、しかじかの事物、しかじかの財、しかじかの富、しかじかのプロセスを、個々人にとって、あるいは個々人の総体などにとって、あるいは万人の利害関心の対立したしかじかの個人の利害関心にとって、ある種の利害関心を備えるものとする場合のみです。統治は、利害関心にのみ関心を払うということ。」（56頁）

最初に引用しておいた「権力諸関係を経済的な下部構造の中でまで捉え直すこと」という問題意識はフーコーの意図に関わらず、下部構造に交換しか見ず、資本の生産過程を見ないことで、実現されてはいません。中世の領主に比較すべきは資本家であるはずですが、そのような観点は見出せないのです。中世の領主は領土を所有（正しくは上位占有）することで支配したと言っていますが、現在の領主である資本家は、生産手段の所有によって労働者を支配しているのです。このことが視野の外にあるフーコーは、利害関心を統治の条件であり対象とみなしてしまいます。

「統治は今や、利害関心の現象的共和国と呼びうるようなものに対して行使されることになります。・・・・・自由主義の根本的な問い、それは、交換こそが事物の真の価値を決定するような一つの社会において、統治および統治のあらゆる行動の有用性の価値とはいったいどのようなものなのか、という問いです。」（同書、58頁）

ところで「利害関心こそが交換の原理であり」という言説が、フーコー自身の見解ではなくて、自由主義者の真理陳述の紹介と見ることもできないことはありません。自由主義者がそのような真理陳述にもとづいて統治をしているということの解明です。もしそうであるとしてもこの真理陳述への批判が見られないところが気になります。もちろんフーコーは「その問いの定式化（自由主義者の真理陳述）から実際に逃れることができるのかどうかを知ることです。」という問題意識をもってはいます。しかし、あまりにも自由主義者の真理陳述を真に受けてしまっていることで、批判の観点が消失しているように思われるのです。

８．伝統的国家論への不信、社会主義における統治論の不在の指摘

フーコーの権力論の特徴は、最初に『ミシュエル・フーコー』（新評論）から引用した二箇所で明らかですが、この講義では国家論に対する批判が見られます。「私は国家の理論なしで済ませます。」（同書、93頁）と挑発的に発言したフーコーは次のように語ります。

「もし『国家の理論をなしで済ます』と語ることが、国家の本性、構造、および諸機能を、それ自体としてそしてそれ自体のために分析することから始めないようにするということを意味するのだとしたら。もし、国家の理論をなしで済ますことが、一種の政治的普遍としての国家がどのようなものであるかということから出発しつつそこから次第に拡張して、我々の社会のような一つの社会における狂人、病者、子供、非行者などの地位がどのようなものでありえたかを演繹しないようにする、ということを意味するのだとしたら。」（同書、93頁）

つまり、フーコーが国家の理論をなしで済ます、といったことの意味は「実践の総体を、それ自体におけるそしてそれ自体にとっての国家の本質であるようなものから演繹することなど、問題外です。」（同書、94頁）ということでした。左翼の国家論はこの手のものが多く、そしてその成果は決してはかばかしいものではありませんでした。そしてフーコーは国家について次のように語っています

「国家は本質を持っていないということです。国家は普遍的なものではありません。国家はそれ自体、権力の自立的な源泉ではありません。国家、それは、不断の国家化ないし不断の数々の国家化によってもたらされる効果であり、その外形であり、その動的な切り抜きに他なりません。国家とは、財源、投資の様式、決定の中心、管理の形態とタイプ、地方権力や中央官庁の間の関係といったものを、変容させたり、ずらしたり、混乱させたり、ひそかに滑り込ませたりするような、絶え間のない取引によって生じる効果であるということ。」（94頁）

このようにフーコーは国家についてのある種の真理陳述への批判を展開しています。国家についてこのような陳述ができるのなら、市場原理についての自由主義者の陳述に対してもここでの陳述のような言説が可能だったのではないでしょうか。それはともかく、国家、権力論について、その解明の方法が語られます。

「問題は、国家からその秘密を引き出すことではなく、外部へと移動し、統治性の問題から出発して国家の問題に問いかけること、国家の問題の調査を行うことなのです。」（同書、94頁）

「まず法と秩序の問題、次に市民社会との対立における国家の問題、というよりもむしろそうした対立が作用し作用させられたやり方についての分析を、順に研究することです。そしてそれから最後に、うまくすれば生政治の問題と生の問題に到達することになるでしょう。法と秩序、国家と市民社会、生の政治。これら三つのテーマを、私は、自由主義の広く長い歴史、その二〇〇年の歴史のなかに標定してみたいと考えているのです。」（同書、95頁）

国家に対する分析方法についてのフーコーの考えは正しいのではないでしょうか。しかし、市場についての自由主義者の真理陳述への批判がなされないとところでは、分析方法は正しくとも成果の出来具合については納得できないかもしれません。とはいえ、マルクス主義とソ連社会主義の限界についての次の指摘は重要です。

「結局、マスクスに国家の理論があるか否かということは、繰り返し申し上げるなら、マルクス主義者たちが決めることです。しかし私としては、社会主義に欠けているのは、国家の理論よりもむしろ統治理性である、と言いたいと思います。統治の合理性、すなわち統治行為の様式と目標の拡がりを理性的で計算可能なやり方で測るための尺度が、社会主義においては定義されていないということです。」（110頁）

社会主義の理論に統治論がないということは、私自身武装闘争の中で実感したことでした。ソ連や中国でプロレタリア独裁を実現しても、その統治の基準は何も明らかではなかったのです。ですから今日の段階でも、社会主義の統治性を論じることには意義があります。

「つまり私が言いたいのは、社会主義はいずれにしても一つの統治性に接続されているということです。社会主義は、こちらではある統治性に接続され、あちらでは別の統治性に接続されて、それが正常な分枝となるか異常な分枝となるかに応じてこちらとあちらで似ても似つかない成果をもたらしたり、同じ有毒な効果をもたらしたり

するのです。・・・・社会主義には統治の内在的な合理性が欠けているからです。」（同書、112 頁）

フーコーのこの提起は、社会主義を過渡期のプロレタリアート独裁期と捉えれば、過渡期の経済システムの問題の解明という課題に突き当たります。それが単なる協同組合の連合ではなく、株式会社と協同組合の並存ということであれば、社会主義の統治性を規制する内容が変わってくるでしょう。

「実のところ社会主義にとって必要なのは、自らの振る舞い方や自らの統治のやり方を決定することであると思われます。・・・・・（その際必要な問い）社会主義を機能させ、その内部においてのみ社会主義が機能できるような、必然的に外在的な統治性とはいったいいかなるものであるのか、と。・・・社会主義にふさわしい統治性はいかなるものになりうるだろうか。社会主義にふさわしい統治性はあるのだろうか。厳密に、内在的に、自律的に社会主義的でありうるのは、いかなる統治性であろうか。いずれにせよ、実際に社会主義的な統治性があるにしても、それは社会主義およびそのテクストの内部に隠されているのではないということだけは心得ておきましょう。そのような統治性を社会主義から演繹することはできません。それは発明されなければならないのです。」（同書、113 頁）

この主張はまだソ連が崩壊する前のものです。そしてソ連崩壊後、ますますこの問題の重要性が浮かび上がってきています。次に節を改めて、フーコーの造語「統治性」について、前年の講義『安全・領土・人口』（筑摩書房、2007 年）から見ておきましょう。その際の視点は、社会主義の統治性とは、という問です。

9．統治性論の射程

フーコーは、「安全・領土・人口」と題する 1977～8 年の講義で、1978 年 2 月 1 日に「統治性」という言葉を造語しました。まず、フーコーの語るところを聞きましょう。

「さらに一言だけ付け加えたいと思います。私は今年度の講義の題に『安全・領土・人口』を選んだわけですが、つまるところ、今、私が本当にやりたいのは、何か『統治性』の歴史とでも呼ぶようなものでしょう。この『統治性』という単語で私が言わんとするのは三つのことです。第一に『統治性』とは、人口を主要な標的とし、政治経済学を知の主要な形式とし、安全装置を本質的な技術的道具とするあの特有の（とはいえ非常に複雑な）権力の形式を行使することを可能にする諸制度・手続き・分析・計算・戦術、これらからなる全体のことです。第二に『統治性』とは西洋において相当に前から、『統治』と呼ばれるタイプの権力を主権や規律といった他のあらゆるタイプの権力よりたえず優位に操導してきている傾向、力線のことです。これは一方では、統治に特有のさまざまな装置を発展させ、〔他方では〕さまざまな知をも発展させたものです。そして最後に第三に、『統治性』とは、中世における司法国家（15－16 世紀に行政国家となったもの）が徐々に『統治性化』されたプロセス（というかプロセスの結果）を指すものでなければならないと思います。」（『安全・領土・人口』、132～3 頁）

フーコーは、例によって統治という用語の使われ方、意味の変遷をたどります。元々それは政治とは無縁な用語でした。フーコーによれば 18 世紀になって統治が政治的な統治としての意味を獲得したのです。このような統治性という視点からの近代国家と

社会の歴史的分析がこの年の講義のテーマでした。人口、政治経済学、安全装置、という三つの柱を立てた権力がどのように形成され、その特徴は何なのか、これが解明されるべき課題でした。

「西洋における権力の大いなる諸形式・諸エコノミーを次のように復元することができるかもしれません。つまり、最初に司法国家があります。これは封建的なタイプの領土性において誕生し、大まかにいって法――習慣法と成文法――からなる社会に対応する。これにはあらゆる関与や係争のゲームが付帯している。第二は行政国家です。これは国境を旨とするタイプの領土性から誕生した、もはや封建的ではない 15－16 世紀の国家である。この行政国家は、統制と規律とからなる社会に対応する。そして最後が統治国家です。これはもはや本質的には領土性によっても、占拠している地表によっても定義されない。これを定義するのは群集です。人口からなるこの群集には量感・濃度があり、これはもちろん彼らが拡がっている領土も付帯しているが、この領土はいわば一構成要素にすぎない。本質的には人口に関わり、経済的な知の道具立てを参照・利用するこの統治国家は、安全装置によって制御されている社会に対応する。」（同書、134 頁）

フーコーは講義のための仮説をこのように提起しています。古代ローマ帝国崩壊後成立した西洋の封建国家を司法国家と特徴づけ、そしてその後の、15－16 世紀の国家を行政国家と規定し、その上で、18 世紀以降の国家を統治国家と規定しているのです。このような仮説をどのような観点から実証するかについて、フーコーは次のように語ります。

「これから、この統治性がそのように誕生したのかを示してみたいと思います。それが、〔第一に〕キリスト教的司牧制という古風なモデルを出発点としてどのように誕生したかを示し、第二に外交的・軍事的なモデル（というか技術）に依拠してどのように誕生したかを示し、最後に第三に、この統治性がこのような次元を獲得できたのはただ、非常に特殊な一連の道具があってのことだということを示したいと思います。その一連の道具はまさに統治術と同時代に形成されたものです。これは 17 世紀・18 世紀の古い意味で『内政』と呼ばれるものです。司牧制、新しい外交的・軍事的技術、そして最後に内政。この三つの大いなる支点を出発点とすることで、西洋の歴史において根本的な、国家の統治性化というあの現象が起こりえたのだと思います。」（同書、134～5 頁）

今回フーコーの実証過程を全面的に紹介できませんが、有益な知識はキリスト教会の果たした役割の特異性と、西洋文明に対する次のような特徴づけです。

「ギリシャ－ローマの思考とは完璧に異質な（ともあれ非常に異質な）司牧的権力というこの考え方が西洋世界に導入されたのはキリスト教会を中継ぎにしてだったということです。司牧的権力に関するこれらのテーマすべてを明確なメカニズムへ、定まった制度へと凝縮させたのはキリスト教会であり特有的かつ自律的な司牧的権力を現実に組織したのはキリスト教会であり、ローマ帝国の内部にその装置を植えつけ、あるタイプの権力をローマ帝国の核心において組織したのはキリスト教会なのです。そのタイプの権力は、他のいかなる文明にも見られないと思います。これこそがともかくも逆説なので、この逆説にこの先の数回の講義では足を止めたいと思います。その逆説とは次のとおりです。あらゆる文明のなかにあって、キリスト教西洋の文明はおそらく最も創造的であるとともに、最も征服心が強く、最も暴力を繰り拡げ〔た〕

文明の一つではある。しかしまた同時に――これが私のこだわりたい逆説なのですが――西洋の人間は何千年ものあいだ、ギリシャ人であれば恐らく一人として認めようとなしなかったことを学んできた。西洋の人間は何千年ものあいだ、自分のためにわが身を犠牲にしてくれる牧者に救済を求めるということを学んできたのです。西洋におけるもっとも奇妙な、また最も特徴的な権力の形式、最も大きく最も持続性のある財産へも導かれるにちがいないとされるこの権力の形式、これは草原で誕生したのでも都市で誕生したのでもありません。これは自然のままの人間の側で誕生したのでも、最初の帝国の側で誕生したのでもない。西洋にかくも特徴的なこの権力形式、諸文明の歴史においてかくも独自な（と私は思うのですが）この権力形式は牧羊の側、牧羊と見なされた政治の側で誕生した（あるいは少なくともそれをモデルとした）のです。」（同書、160～1頁）

キリスト教に無縁な私には理解しがたいところがありますが、フーコーのこのような統治性研究の視点から、日本の権力分析を歴史的に試みる必要性を感じます。日本では「自分のためにわが身を犠牲にしてくれる牧者に救済を求める」という考え方はなく、逆に天皇に「わが身を犠牲にする」ことが問われたからです。非国民というレッテル張りが再び横行しそうな今日の政治状況のなかで、日本的統治性の歴史的根源の解明は緊急の課題ではないでしょうか。

フーコーは講義で司牧的権力の歴史的分析を展開していますが、結論部分の幾つかの興味ある視点を次に紹介しておきましょう。ひとつは市民社会論です。フーコーは四点の特徴を挙げています。

「人間たちに共通の実存に特有の自然性である社会、これこそ経済学者たちがつまるところ領域として、対象領域として、可能な分析領域として、知と介入の領域として出現させようとしていたものです。人間に固有の自然性に特有な領域としての社会、これこそが市民社会と呼ばれることになるものを国家に対して出現させることになる当のものです。市民社会とは、単に国家の産物・結果として考えることのできないこの何か以外の何だというのでしょうか？しかし、市民社会は人間の自然的実存としてある何ものかだというのでもありません。市民社会とは、統治思想（18世紀に誕生した新たな形の統治性）が国家の必要な相関物として出現させたものなのです。国家は何に従事すべきか？国家は何にたずさわるべきか？国家は何を認識すべきか？国家は何を統制すべきとは言わずとも、少なくとも調整すべきか？国家は何の自然的調整を尊重すべきか？その対象はいわば原始的な自然の調整でも、主権意志に際限なく服従しその要求に屈する一連の臣民でもない。国家が引き受けるのは社会、市民社会であって、この市民社会の管理こそ国家が確保すべきとされるものです。臣民の集合にのみ関わり続ける国家理性や内政的合理性に比べると、ここにはもちろん根本的な変異があります。これが強調したかった第一点です。

第二点は、この新たな統治性において、またこの社会的自然性という新たな地平と相関して、一つの認識のテーマが登場するということです。その認識は、統治に特有の認識だと言ってしまうと正確ではありません。じじつ、経済学者たちが問題にしていたあの自然的現象とともに問題となっているものは何か？それは、いかなる科学的認識とも同じタイプの認識手法によって認識されうるプロセスです。科学的合理性の要求は重商主義者たちによってはまったく立てられなかったものですが、それが18世紀の経済学者たちによって立てられたのです。」（同書、432～3頁）

以上で述べられた二つの論点は、一つは市民社会とは統治思想が国家の必要な相関物として出現させたものという認識であり、もう一つは、社会的自然性の探求における科学的合理性の追求です。市民社会を国家との相関物と見るこの発想は面白い。土台と上部構造といった伝統的なマルクス主義の発想を越える視点がここにあります。ただ、社会的自然性の認識に関しては、18世紀のブルジョア経済学者の認識を一つの真理陳述と見るせいか、無批判的追随が気になります。

「この新たな統治性において重要な第三点はもちろん、人口問題が新たな形で出現したということです。・・・・

統治性の大いなる変容の第四は次のとおりです。つまり、人口に関する事実や経済的プロセスが自然的プロセスに実際に従っているとすると、それは何を意味するのか？それが意味するのはもちろん、そこに指令・命令・禁止といった統制システムを課そうと試みることはいかなる正当化もできないのみならず、単にいかなる利もないということです。国家の役割は――したがってまた、これ以降国家に対して命ぜられる形式の統治性は――、この自然的プロセスを尊重することを（ともかくそれを考慮に入れ、働かせ、弄ぶことを）根本原則とするようになる。」（同書、434～5頁）

統治性に関して、人口についての二つの特徴づけは、指令・命令・禁止といった統制システムに代わる自然的プロセスを考慮にいれた統治性の原則の成立ということです。このような特徴づけをしたあと、自由について次のように語ります。

「そこから最後に生じてくるのが自由の書き込みです。それは単に、主権者ないし統治の権力・簒奪・濫用に対して個人がもつ正当な権利としての自由のことではなく、統治性自体に不可欠な一要素となった自由のことです。今や、自由（ないし自由のいくつかの形式）が実際に尊重されていなければきちんと統治することはできないのです。自由を尊重しないということは、法に対して権利の濫用を行使するというだけでなく、とりわけしかるべく統治できないということでもある。自由（また自由に固有な限界）を統治実践の領域内部に統合することが、今や命令になったのです。」（同書、436頁）

自由についてのこのような把握については異論がありますが、それについては、翌年の講義『生政治の誕生』の後半部分での自由主義についての研究（人的資本論を含む）の紹介の時に論じることにしましょう。このような自由論からすれば、政治的自由を否定したソ連社会主義とはいったいどのような統治性だったのでしょうか。ソ連社会主義における統治性の研究という課題がここから生まれます。

文献（単行本は除く）

フーコー訳本出版日時

1．『コレージュ・ド・フランス講義集成』の邦訳にはまだ未訳本があります。
＊2002年10月『異常者たち』5巻（1974年～75年）　＊2004年2月5日『主体の解釈学』11巻（1981～82年）　＊2006年2月『精神医学の権力』4巻（1973～74年）　＊2007年6月25日『安全・領土・人口』7巻（1977～78年）　＊2007年8月25日『社会は防衛しなければならない』6巻（1975～76年）　＊2008年8月25日『生政治の誕生』8巻（1978～79年）　＊2010年4月25日『自己と他者の統治』12巻（1982～83年）　＊2012年2月25日『真理の勇気』13巻（1983～84年）

未刊本
1巻『知への意志』(1970～71年)　2巻『刑罰の理論と制度』(1971～72年)　3巻『懲罰社会』(1972～73年)　9巻『生者たちの統治』(1979～80年)　10巻『主体性と真理』(1980～81年)

2.『フーコー思考集成』は2000年初頭に邦訳は完了しています。
1巻(1954～63年)『狂気／精神分析／精神医学』　2巻(1964～67年)『文学／言語／エピステモロジー』　3巻(1968～70年)『歴史学／系譜学／考古学』　4巻(1971～73年)『規範／社会』　5巻(1974～75年)『権力／処罰』　6巻(1976～77年)『セクシュアリテ／真理』　7巻(1978年)『知／身体』　8巻(1979～81年)『政治／友愛』　9巻(1982～83年)『自己／統治性／快楽』　10巻(1984～88年)『倫理／道徳／啓蒙』

原発ゼロ実現のためのシンクタンクの提案(たたき台)

1．原発ゼロを巡る攻防
都知事選での細川・小泉連合軍の形成は、勝てなかったものの、原発ゼロか再稼動かで、企業の経営陣の分裂を示した。しかし日本の支配者である官僚は、身内の原発ゼロ派を排除することで分裂はせず、原発ゼロの流れに逆らい、官僚の手に握られている政・業・報・学のネットワークを動員して自民党安倍派を支えている。原発ゼロの運動にとって当面の課題は企業経営陣の分裂に楔を打ち込み、再稼動を阻止することにあるが、官僚支配の優位性を覆すには至っていない。

2．官僚支配は正当なのか
そもそも日本の官僚支配は、戦前の開発独裁の時期に形成され、敗戦後の高度成長期にも維持されてきた。そして成熟社会を迎えた80年代以降も相変わらずその支配は変わるところはない。ところが成熟社会にあっては市民社会に市場や行政を埋め戻すことが必要だが、官僚は自己の消滅に向かう処方箋を書けず、退場することを迫られているにも拘らず、その支配を維持しようとしており、まさに正当性なき支配を継続している。このような正当性なき支配をいかに終わらせるかということに注目すべきである。

3．民主党の政治主導はどうだったか
2009年の政権交代で、民主党が公約に掲げた政治主導による官僚支配の解消に期待が寄せられた。一部では、アメリカや韓国のように政権交替による高級官僚の入れ替えが予想されたが、鳩山政権は、従来の官僚制の人事における慣習を断ち切れず、この第一歩で挫折した。鳩山辞任以降官僚支配は着実に復活し、民主党政府を取り込み、菅首相に公約にはなかった消費税増税を掲げさせて、民主党の弱体化と同時に消費税増税の道筋をつけるという官僚の政治的意図の実現をはかった。その後、2012年末には野田首相に衆院解散に踏み切らせて、自民党支配の再来をもたらし、以降もねじれ解消というスローガンで参院選をも自民党の圧勝に持ち込ませて、この政治的意図を

達成したのだ。日本における官僚支配は完全に復活し、以前よりも力をつけるに至っている。

4．政治主導をいかに実現するか
官僚と政治家との関係という問題に限れば、日本の場合、政策及び法案作りが完全に官僚側に握られている。自民党は政策及び法案作りを官僚にまる投げしてきたし、自民党支配の時代に野党であった民主党は、独自のシンクタンクすら持ちえておらず、国会議員が片手間に政策作りをしていたに過ぎなかった。
ドイツでは、政党助成金が議員の数に応じて政党のシンクタンクに降り、シンクタンクが官僚と一緒に政策及び法案作りをしている。日本のように中央官庁の官僚が、学識経験者を招いて研究会や審議会を開いたり、民間大企業のシンクタンクに調査を発注したりして、政策立案をしているのとは大違いである。日本での政治主導は、政党が政策立案能力を官僚から奪い取ることなしには実現しえないであろう。

5．官僚から政策立案能力を奪えるようなシンクタンク構想
日本の市民社会には、小規模ではあるが多くのシンクタンク活動がある。まずこれらの活動を横につなげることがなされるべきだ。そしてそれらの活動の成果を集約することで成熟社会における政策立案の方向性を定めることが必要である。
以上の予備的活動(半年から一年)の上に立って、明らかにされた課題別に専門家を組織して問題点を整理し、政策作成の前提条件を形成する。その際原発ゼロという課題を最優先する形で問題点の整理を行い、政治的な先入観を排除して検討することが必要である。原発ゼロを最優先して課題設定することは、官僚には求めても無理であり、この領域での政策立案は官僚のなしうるところではないが、しかし世界と日本社会に緊急に要請されている課題であり、インパクトある構想となることは疑いない。賛同する皆さんのご協力で、構想を具体化していきたい。

後記

過渡期論の再検討は、社会主義研究プロジェクトの呼びかけです。第1回目は、2月2日に大津定美さんをお招きして、社会主義経済システムは可能かどうかについて議論しました。引き続き研究会を入れていきます。5月には、株式会社論と擬制資本論をめぐって、公開講座を企画する予定です。詳細は次号にて。
今回とり上げたフーコー論は、自身にとって初めてのものです。以前にコレージュ・ド・フランス講義『主体の解釈学』を読んで、面白かったという体験が出発点です。『性の歴史』(Ⅰ～Ⅲ)は一応持っていましたが、読む気になれないでいました。そして『生政治の誕生』を今回読んでみて、統治性という問題提起の重要性に気づき、紹介論文を書きました。フーコーは自身の著作を「道具箱」と呼びましたが、その道具箱を左翼の国家論信奉者たちの自己批判に使いやすいように整理してみました。
作成した後、『性の歴史』をざっと眺めてみましたが、単行本よりも、同じテーマでなされた講義の方がずっと面白いし参考になります。そういう意味では、『フーコー思考集成』全10巻も面白いですが、今回はこれに当たることはしていません。全くのつ

まみ食いです。
　原発ゼロのシンクタンク構想は、この間の日本の官僚主導体制に対する抵抗線において、陣地戦を準備する際の最低条件として位置づけています。もちろんいろいろなシンクタンクがすでにあり、それらがそれなりに機能しているのですが、国政レベルでの影響力という点では力不足です。どういう形で実現できるかは不透明ですが、できるところから手をつけていくつもりです。そのためには、グラムシ陣地戦論の受容の仕方についての問題点の指摘が必要です。次回にでもこの問題について正面から取り上げてみます。

情況新書『資本論の核心』発売中

**　情況新書『資本論の核心』（新書版、約280頁、本体価格1300円）が発売中です。私は100部ほど買い取っていますので、お求めにくい場合は、下記宛申し込んでくだされば、送料当方負担で送ります。**
**　申し込み先**　sakatake2000@yahoo.co.jp

**　あるいは、次の郵便振替口座に、1冊1300円で振り込んでください。**
**　　口座名：資本論研究会**
**　　口座番号：01090－5－67283**

榎原均『資本論の核心』目次

序文

　　第一部　商品の原理――『資本論』初版本文価値形態論講義
第一章　いま、なぜ『資本論』なのか
第二章　価値形態論の意義
第三章　簡単な価値形態
第四章　一般的な価値形態
第五章　物神性論と交換過程論
第六章　商品批判の重要性
第七章　『資本論』第一章商品、第二章交換過程、概観

　　第二部　『資本論』の発展
第八章　『資本論』第三巻草稿、「信用と架空資本」
第九章　文化知の提案――価値形態論の学際的意義

　　第三部　『資本論』の現代的意義
第一〇章　いま、『資本論』はいかに読まれるべきか――私の『資本論』入門
第一一章　投機・信用資本主義の原理

後記